

平成 29 年 5 月 12 日

株式会社福岡中央銀行

貸付条件の変更等の実施状況（金融円滑化法期限到来後の推移）について

株式会社 福岡中央銀行（頭取 古村 至朗）は、平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨に鑑み、同法の期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況（同法施行時からの累計）を別添のとおり開示いたします。

以上

貸付条件の変更等の実施状況(金融円滑化法期限到来後の推移)

金融円滑化の趣旨に鑑み、同法の期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況(同法施行時からの累計)を自主的に開示するものです。

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,931	4,162	4,361	4,601	4,829	5,046	5,274	5,483	5,655	5,880	6,361	6,808	7,342
うち、実行に係る貸付債権の数	3,216	3,417	3,604	3,808	3,992	4,209	4,398	4,618	4,802	4,994	5,430	5,883	6,370
うち、謝絶に係る貸付債権の数	455	491	504	527	540	558	563	578	582	586	596	604	626
うち、審査中の貸付債権の数	81	68	60	61	86	61	88	53	32	55	73	48	62
うち、取下げに係る貸付債権の数	179	186	193	205	211	218	225	234	239	245	262	273	284

